

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に明らかに本人の責により解雇され雇用契約を終了した場合、または自己都合により退職した場合、受領した手数料から次に定める求人者に返還する制度です。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内で雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内で雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内で雇用契約が終了した場合 | 10% |